

令和8年度（仮称）銀山コミュニティセンター建設工事基本設計委託業務
プロポーザル説明書

1 背景と目的

本町では、既存の「銀山生活改善センター」、「銀山老人憩いの家」及び「銀山児童館」を建て替え、尾根内・長沢地区を含めた銀山地区全体のための中核的施設として、銀山地区に保育所機能を備えた新たなコミュニティ拠点施設を整備することとし、その基本方針、備えるべき機能や建設計画などに関する本町の基本的な考え方を示した「銀山地区における新たなコミュニティ拠点づくりマスタープラン（以下「マスタープラン」という。）」を令和6年度に策定したところである。

他方、本町は2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、「仁木町ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、「仁木町再生可能エネルギービジョン」に基づき、エネルギーの地産地消や持続的なエネルギーへの転換を図るため、公共施設の新築に合わせ、再生可能エネルギーの導入を検討することとしている。

本業務は、こうした経過や各種計画等に基づき、（仮称）銀山コミュニティセンター建設工事に係る基本設計を行うものである。

（仮称）銀山コミュニティセンターの整備については、地域のコミュニティ活動を巡る課題が山積している銀山地区において、地域の活性化に寄与する施設として重要な位置づけであることから、プロポーザル方式により、豊かな創造性と高い技術力、豊富な経験を有する優れた設計者を選定することが重要であると考え、それらを総合的に審査し、この業務の内容に最も適した設計者を選定することを目的とする。

2 業務概要

マスタープラン等に基づく、（仮称）銀山コミュニティセンターとこれに付帯する施設や外構及び周辺整備に関する基本設計業務とする。

- (1) 業務名 令和8年度（仮称）銀山コミュニティセンター建設工事基本設計委託業務
- (2) 業務期間 契約締結日から令和9年2月26日まで
- (3) 発注者 仁木町
- (4) 業務価格 16,840,000円以内（消費税及地方消費税を除く。外構基本設計を含む。）
- (5) その他 業務の詳細な内容については、別紙の令和8年度（仮称）銀山コミュニティセンター建設工事基本設計委託業務仕様書を参照すること。

3 計画概要

- (1) 施設の名称 (仮称) 銀山コミュニティセンター
- (2) 建設予定地 余市郡仁木町銀山2丁目388番地1の一部、388番地4、389番地1、390番地
- (3) 敷地面積 約2,400㎡
- (4) 都市計画区域 無指定(全区域)
- (5) 用途地域等 無指定(全区域)
- (6) 防火地域等 無指定(全区域)
- (7) 延床面積 750㎡程度
- (8) 建物構造 本業務による比較検討により決定する。
- (9) 周辺道路 町道銀山中央線、道道1022号仁木赤井川線
- (10) 駐車場等 20台以上(施設管理者、利用者用)
- (11) 建設費 全体建設費889,000,000円目途(消費税及地方消費税を含む。外構工事費を含む。)※建設年度の建設費とする。
- (12) 事業スケジュール
(予定) 基本設計：令和8年度(建築、外構、測量調査)
※測量調査は、本業務とは別に実施する。
実施設計：令和9年度(建築、外構、地質調査)
建設工事：令和10～11年度
供用開始：令和12年4月予定
外構工事、付帯施設整備：令和11年度
- (13) その他 本説明書に記載のない内容については、マスタープラン及び本業務における設計図書に基づくこと。

4 担当課

仁木町企画課未来創生係

住所：余市郡仁木町西町1丁目36番地1

電話：0135-32-3953(直通)

E-mail：kikaku02-niki@town.niki.hokkaido.jp

5 設計者審査の概要

- (1) 名称
令和8年度(仮称)銀山コミュニティセンター建設工事基本設計委託業務プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)
- (2) 方式
公募型プロポーザル方式で行い、本プロポーザルの審査は2段階で行う。

ア 第一次審査

参加表明書等の書類審査を行い、条件に適合する参加者について、参加表明書評価基準に基づき評価し、評価点の高い順に第二次審査の参加要請者を5者程度選定する。

イ 第二次審査

提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、第一次審査の得点を加算した上で、最優秀者及び優秀者（次点）を各1者選定する。

(3) 選定委員会

設計者の選考は、仁木町プロポーザル選定委員会設置要綱（平成29年仁木町告示第24号）により設置する仁木町プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の評価に基づいて行う。

(4) 設計者選考のスケジュール

内 容	日 程
本プロポーザル実施告示	令和8年4月15日（水）
説明書の配布期間（ホームページ）	令和8年4月15日（水）～ 5月8日（金）
参加表明書に関する質問書の受付期間	令和8年4月15日（水）～ 4月22日（水）
参加表明書に関する質問の回答	令和8年4月28日（火）
参加表明書の提出期限	令和8年5月8日（金）
第1次審査（書類審査）	令和8年5月14日（木）
第1次審査結果通知（送付日）	令和8年5月15日（金）
提案書に関する質問書の受付期間	令和8年5月15日（金）～ 5月22日（金）
提案書に関する質問の回答	令和8年5月28日（木）
提案書の提出期限	令和8年6月2日（火）
第2次審査（プレゼン・ヒアリング、審査）	令和8年6月9日（火）
第2次審査結果通知（送付日）	令和8年6月11日（木）
業務委託契約の締結（予定）	令和8年6月12日（金）

6 本プロポーザルの提案資格

参加表明書等の提出者は、北海道内に本社（店）がある者で、次に掲げる要件全てに該当する単体企業とする。また、提案書の提出者は、参加表明書等の提出者の中から第一次審査により選定する。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 仁木町財務規則（昭和 58 年仁木町規則第 5 号）第 125 条に規定する競争入札参加資格者名簿において、登録区分「建築設計」に登録されていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録種別の再認定を受けていること。）。なお、競争入札参加資格者名簿への登録については、随時受付しており、競争入札参加資格審査申請書様式は、仁木町ホームページに掲載している。
- (4) 仁木町建設工事等入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 30 年仁木町告示第 81 号）の規定による指名停止の措置を受けている期間でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（（3）の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に次に掲げる資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項の更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号の再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合、ア及びイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

(8) 次に掲げる新築の設計に係る業務の基本設計又は実施設計業務の履行実績を元請と

して有していること。(支社、営業所等の参加にあつては、当該支社、営業所等において履行実績を元請として有していること。)

ア 国、地方公共団体又は民間が建設した道内のコミュニティセンター若しくはこれに類似する施設で、平成 28 年 4 月 1 日以降に設計が完了したもの。

(9) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 業務に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 業務実施上の条件

(1) 管理技術者(※1)は、一級建築士とし、コミュニティセンター若しくはこれに類似する施設等の設計について知識と経験を有する者とする。

(2) 記載を求める各主任技術者(※2)は、建築(総合)、建築(構造)、電気設備及び機械設備の4分野とし、建築(総合)及び建築(構造)分野の主任技術者は、一級建築士とし、コミュニティセンター若しくはこれに類似する施設等の設計について知識と経験を有する者とする。

(3) 管理技術者及び記載を求める建築(総合)主任技術者は、参加表明書提出日において3か月以上継続して参加表明者の単体企業に常駐している者であること。

(4) 管理技術者及び記載を求める各主任技術者は、それぞれ1名とし、記載を求める各主任技術者が記載を求める他の分担業務分野(※3)の主任技術者を兼任していないこと。ただし、管理技術者は、主任技術者を兼ねることができる。

(5) 管理技術者及び記載を求める各主任技術者は、原則として町が指定する設計業務の打合せ等に参加できる者であること。

- (6) 管理技術者は、「6 本プロポーザルの提案資格」(8)に規定する建物の設計業務において、管理技術者又は建築（総合）主任技術者として携わった実績があること。
- (7) 主たる分担業務分野である建築（総合）分野を再委託しないこと。
- (8) 参加者は、他の参加者の協力事務所となっていないこと。
- (9) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計者等が、仁木町建設工事等入札参加資格者指名停止事務処理要領による指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ※1 「管理技術者」とは、業務の管理及び統括を行うほか、一部の権限を除き、本業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる者をいう。
- ※2 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
- ※3 記載を求める各主任技術者の分担業務分野の分類は、次表による。また、提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、追加様式6により当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。なお、次表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務分野
建築（総合）	建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和6年国土交通省告示第8号）別添二第12号第1類の建築物のうち別表第12の1の表中（1）設計の総合
建築（構造）	同上 構造
電気設備	同上 設備
機械設備	同上 設備

8 説明書の配布方法等

- (1) 配布方法 仁木町のホームページからダウンロードすること。
- (2) 配布期間 令和8年4月15日(水)から令和8年5月8日(金)まで

9 参加表明書の提出に係る質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 提出方法

質問は、書面（書式自由、A4版）を電子メールにより担当課に提出し、必ず電話で着信の確認を行うこと。（質問書に部署、氏名及び電話番号を記載すること。）なお、電話での質問は、軽微な内容のものについても一切受け付けないものとする。

イ 受付期間

令和8年4月15日（水）から令和8年4月22日（水）午後5時15分まで

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、令和8年4月28日（火）までに質問者に回答書を電子メールにて送付し、町ホームページにおいても公表する。この質問の回答内容は、本説明書の追加又は修正とみなす。

10 参加表明書の作成要領

(1) 参加表明書の様式

参加表明書の様式は、第1号様式及び追加様式1～6に示すとおりとする。

(2) 追加様式1

複数の分野を担当する者については、最も専門とする分野を記入すること。また、複数の資格を有する者については、いずれか一つの資格保有者とする。

(3) 追加様式2

応募する単体企業について、次に掲げる新築の設計に係る業務の基本設計又は実施設計業務の履行実績を記入してください。

ア 国、地方公共団体又は民間が建設した道内のコミュニティセンター若しくはこれに類似する施設で、平成28年4月1日以降に設計が完了したもの。

イ 上記アの受注実績を証明する書類として「契約書の写し及び施設の概要が確認できる図面等」を添付すること。

ウ 最大5件まで記載することし、原則、最新の実績を記載することとするが、マスタープランに記載する本施設の機能（コミュニティセンター及び保育所の複合施設）に類似するもの及び基本設計を行ったものは優先して記載すること。

(4) 追加様式3、追加様式4

管理技術者（追加様式3）、記載を求める5分野における各主任技術者（追加様式4、各主任技術者ごと）について次のとおり記載すること。

ア ④保有資格等

管理技術者（主任技術者）の保有する資格（一級建築士等）の登録番号及び取得年月日並びに実務経験年数を記載する。なお、記載した資格については、免許証等（保有していることを証するもので、資格の名称、保有者の氏名及び生年月日並びに取得年月日及び番号を示すもの。）の写しを提出すること。

イ 「平成28年4月1日以降における同種又は類似の業務の実績」

該当する業務実績について、次の項目を記載する。

「同種又は類似の業務」の定義	(3)追加様式2のアと同様とし、本業務において担当する分担業務分野での設計業務の実績を有するものとする。(ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。)
----------------	--

業務名	契約書に記載してある業務名を記載する。
発注者	発注者を記載する。なお、再委託を受けた業務の場合、契約（事業主）相手方を記載し（）内に事業主を記載する。
受注形態	単体又は設計等共同企業体のうち該当するものに○印を付ける。設計等共同企業体の場合は、他の構成員を（）内に記載する。
業務概要	対象施設の施設用途及び規模・構造を簡潔に記載する。あわせて、携わった分担業務分野及び立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。
契約完了年月日	契約書に記載してある委託期間の最終日を記載する。

記載する件数は最大5件までとし、同種又は類似業務の実績が5件に満たない場合は、実績のある同種又は類似業務のみを記載して後は空欄とする。なお、記載した業務については、契約書（業務名、発注者、受注形態及び契約期間が確認できるものに限る。）の写し及び施設の概要が確認できる図面等を提出すること。（追加様式2と重複する場合は不要。）

ウ 複数の技術者を配置予定者とし、関連する技術評価点が技術者ごとに異なる場合は、最も低い技術評価点となる技術者の点数をもって評価する。

(5) 追加様式5

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入すること。（主任技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入すること。）

(6) 追加様式6

提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、様式に従い記入すること。なお、「④主任技術者の経歴等」の記載方法については、追加様式3及び追加様式4と同様とする。

(7) 参加表明書の無効

提出書類について、この書面及び別添の所定様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

11 参加表明書の提出方法及び提出期限

(1) 提出書類

ア 様式第1号及び追加様式1～6

イ 管理技術者、記載を求める各主任技術者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し等、雇用関係の確認ができる書類

ウ 10の(3)のイにおける「契約書の写し及び施設の概要が確認できる図面等」

エ 10の(4)のアにおける「免許証等の写し」

オ 10の(4)のイにおける「契約書の写し及び施設の概要が確認できる図面等」(ウと重複するものは不要。)

(2) 提出部数

各2部

(3) 提出方法

担当課に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(4) 提出期限

令和8年5月8日(金)午後5時15分まで(必着)

12 第一次審査(書類審査)

(1) 選定方法

提案書の提出を要請する者の選定は、書類審査を行い条件に適合する参加者について、参加表明書評価基準に基づき評価し、評価点の高い順に選定する。

(2) 選定数

提案書の提出要請者は、5者程度とする。

(3) 結果の通知等

選定の結果は、令和8年5月15日(金)に書面により通知する。

(4) 参加表明書評価基準

参加表明書の評価項目及び判断基準は、以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点				配点	
	評価基準				計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任技術者	建築	5	20
				構造	5	
				電気	5	
				機械	5	
技術力	同種又は類似の業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場）	同種又は類似の業務の内容、実績件数、携わった立場に応じ評価する。	管理技術者		15	40
			主任技術者	建築	10	
				構造	5	
				電気	5	
			機械	5		
合計					60	

資格評価表

分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）
建築（総合）	①構造設計一級建築士、設備設計一級建築士 ②一級建築士
建築（構造）	①構造設計一級建築士 ②一級建築士
電気設備	①技術士、設備設計一級建築士 ②一級建築士、建築設備士 ③一級電気工事施工管理技士 ④二級電気工事施工管理技士、その他
機械設備	①技術士、設備設計一級建築士 ②一級建築士、建築設備士 ③一級管工事施工管理技士 ④二級管工事施工管理技士、その他

※「技術士」の資格は、当該分野における技術士とする。

※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

13 非選定通知に関する事項（第一次審査）

(1) 選定の場合

第1次審査の結果、提案書の提出者として選定した場合、公募型プロポーザル参加資格確認通知書及び提案書提出依頼通知書により通知する。

(2) 非選定の場合

第1次審査の結果、提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、公募型プロポーザル参加資格確認通知書にその理由（非選定理由）を付して通知する。この場合、通知を受けた日から7日以内に書面によりその理由についての説明を求めるこ

とができる

(3) 通知の発送時期

令和8年5月15日(金)

14 提案書の提出に係る説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 提出方法

質問は、書面(書式自由、A4版)を電子メールより担当課に提出し、必ず電話で着信の確認を行うこと。(質問書に部署、氏名及び電話番号を記載すること。)なお、電話での質問は、軽微な内容のものについても一切受け付けないものとする。

イ 受付期間

令和8年5月15日(金)から令和8年5月22日(金)午後5時15分まで

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、令和8年5月28日(木)までに随時、提案書提出要請者に回答書を電子メールにて送付し、町ホームページにおいても公表する。この質問の回答内容は、本説明書の追加又は修正とみなす。

15 提案書の作成要領

(1) 基本事項

プロポーザルは、設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部(図面、模型写真、透視図等)の作成や提出を求めるものではなく、設計業務の実施に当たっての課題に対する設計者としての考え方等を、技術提案として求めていることに留意すること。

本説明書に記載した事項以外の内容を含む提案書については、評価点の減点または提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 提案書の作成方法

提案書の様式は、第6号様式、追加様式7及び追加様式8のとおりとし、様式(枠線を含む。)の変更はしないこと。

(3) 追加様式7の記載上の留意事項

下記の基本テーマを踏まえた上で、下記事項に留意して業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他業務実施上の配慮事項等を文章、イラスト等で簡潔に記載すること。

ア 様式自体への彩色及び背景印字(模様含む。)等はしてはならない。ただし、文章表現及び視覚的表現(イラスト等)への彩色は認める。

イ 記述は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記載すること。なお、

視覚的表現（イラスト等）以外に使用する文字の最小サイズは、10ポイントとする。

ウ 視覚的表現については、文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図等は使用できるが、設計内容が具体的に表現された設計図、模型（模型写真を含む）、精巧・精密なパース（透視図）等を使用してはならない。なお、表現方法のイメージについては、別添資料を参照すること。

エ 提案書の提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

(4) 追加様式8の記載上の留意事項

特定テーマに関する考え方を文章、イラスト、イメージ図等で記載すること。(3)ア～エと同一の事項に留意すること。

(5) 技術提案を求めるテーマ

本業務における基本テーマ及び特定テーマは、以下に示す事項とする。

基本テーマ	子どもからお年寄り、障がいのある方、地域で働く外国人など、多様な人々が気軽に集まり交流できる拠点施設
特定テーマ①	多様な人々がそれぞれの心地良い居場所を感じながらも、共有空間等を通じて、新たなコミュニティ活動や協働の芽が生まれるような空間の構成や工夫に関する提案
特定テーマ②	将来的な人口減少の可能性を踏まえ、保育所機能について、保育所開設時は安全な保育室等として、休止時は子育て支援を始めとする地域の多目的スペース等として、柔軟に転用可能な空間とする提案
特定テーマ③	建設コストの低減、太陽光発電設備の導入による脱炭素や省エネルギーへの対応、ランニングコスト縮減のための工夫など、経済的で維持管理しやすい拠点施設の実現に向けた提案
特定テーマ④	周辺環境、交通状況、災害時の施設の安全確保と有効活用、コミュニティバス「ニキバス」の停留所としての活用、既存周辺施設を考慮した拠点施設の配置及び建設計画の提案
特定テーマ⑤	独自提案

(6) 参考見積書

本業務の参考見積書（書式自由、A4版）を提出すること。記載する金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額とすること。

16 提案書の提出方法及び提出期限

(1) 提出書類及び提出部数

ア 第6号様式 1部

イ 追加様式7及び追加様式8 10部

ウ 参考見積書 1部

(2) 提出方法

担当課に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月2日（火）午後5時15分まで（必着）

(4) 留意事項

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。また、提案書の内容確認を行い、技術提案者（協力事務所を含む。）が特定できる内容の記載が認められる場合は、修正や削除を求めることがある。その場合、提出期限は延長しない。

17 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所等は、提案書の提出者に対し 別途通知する。（令和8年6月9日（火）に開催予定。）

(1) 参加表明書に記載の管理技術者及び主任技術者（建築（総合））は、必ず出席することとし、その他の出席者を含め、出席者の合計数は3名以内とすること。

(2) プレゼンテーションは、提出された提案書（追加様式7及び追加様式8）の内容説明を20分以内に行うものとし、ヒアリングは、選定委員による質疑応答とし、所要時間は5分程度とする。

(3) 説明に際しては、提出された提案書の内容でパソコン（プロジェクター）又は拡大パネルを使用して行うこととし、提案書内容の変更や追加資料は一切認めない。なお、パソコンで行う場合の大型ディスプレイは会場に用意するが、その他パソコン、プロジェクター等の必要機材は各自で用意すること。

(4) 災害、その他やむを得ない事情が発生した場合は、プレゼンテーション及びヒアリングを行わないことがある。この場合は、提案書の書類審査のみを行う。

18 提案書の特定

(1) 特定方法

選定委員会は、技術提案者に提案内容や考え方などについてのヒアリングを行い、提案書評価基準に基づき評価し、第一次審査での得点を加算して評価点合計の高い順に最優秀者と優秀者（次点）を特定する。

ただし、評価点合計が最も高い提案者が複数いる場合又は選定委員会が必要と認める場合は、決選投票を行い得票の多い提案者を特定する。また、得票数が同数の場合は、委員長が投票した提案者を特定する。

(2) 提案書評価基準

提案書の評価項目及び判断基準は、以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点及び評価事項		配点		
				計	
取組意欲	ヒアリングにより評価を行う。当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、積極的に取組む姿勢がうかがわれる場合に優位に評価する。		10	10	
業務の実施方針及び手法	業務の理解度	業務内容、業務背景、諸手続の理解度が高い場合に優位に評価する。	20	150	
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他業務実施上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	30		
	特定テーマに対する技術提案	①	特定テーマ①について、その的確性（与する技術提案条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。		20
		②	特定テーマ②について、同上		20
		③	特定テーマ③について、同上		20
		④	特定テーマ④について、同上		20
		⑤	特定テーマ⑤について、同上		20
視覚的表現の減点措置			-10		
最大評価点			160		

19 特定通知等に関する事項

(1) 特定の場合

特定された者に対して、特定された旨を結果通知書により通知する。

(2) 非特定通知

提出した提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨を書面により通知する。

(3) 通知の予定時期

令和8年6月11日（木）

(4) 特定結果の公表

本プロポーザルの実施結果については、町のホームページにおいて公表する。

20 失格事項

次のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 提出書類等が本説明書の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類等が本説明書に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) その他、本説明書に違反すると認められた場合
- (5) 選定委員会委員等に対し本プロポーザルに関する働きかけ等の行為を行った場合
- (6) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められた場合

※虚偽の記載及び選定委員会委員等に不当な働きかけをした場合には、失格とするとともに、仁木町競争入札参加資格関係事務処理要綱の規定による指名停止の措置を行うことがある。

21 委託業務契約

(1) 契約の締結

最優秀者を業務に係る随意契約の相手方とし、契約の交渉を行うものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となったときは、優秀者（次点）を業務に係る随意契約の見積徴取の相手方とする。

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 契約金額

契約限度額である16,840,000円（消費税及び地方消費税を除く。外構基本設計を含む。）以内で、提出された見積書の金額に消費税及び地方消費税を加算した額を上限として決定する。

(5) 契約保証金

仁木町財務規則第145条の規定に基づくものとする。

(6) 設計内容

ア 仁木町が定める契約書等の契約書類に基づき実施すること。

イ 設計業務の実施にあたっては、仁木町と十分協議して進めるものとする。

(7) 支払条件

業務の完了検査合格後に請求に基づき1回で支払う。

(8) その他

実施設計業務を実施する場合は、基本設計業務の契約締結者と実施設計業務の契約

を予定している。

22 その他

(1) 使用言語

本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) 本業務を受託した設計者等の入札参加制限

本業務を受注した設計者等（再委託先の設計者等を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した設計者等と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

(3) 費用負担

参加表明書及び提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出書類の内容変更に係る制限

提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は原則として認めない。また、本業務の実施にあたっては、提出書類に記載した配置予定の管理技術者及び各主任技術者を原則として変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を仁木町から得るものとする。

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出された参加表明書及び提案書等は返却しない。

イ 提出された提案書を仁木町の了解なく公表、使用してはならない。

ウ 特定された提案書は、公開する。

エ 提出された提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

オ 提出された提案書及びその複製は、提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。ただし、特定された提案書は、本業務において使用する。なお、技術提案は、技術的適性を的確に把握するために求めるものであり、特定された技術提案の内容を基本・実施設計業務で採用することを保証するものではない。

(6) その他

ア 提案書の作成のために仁木町より受領した資料は、仁木町の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受注者として特定された者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約の締結を行わない。

表現方法のイメージについて

表現方法のイメージを次に示すので参考としてください。

(1) 平面イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
<p>(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)</p>	
<p>建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてよい。</p>	<p>大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。</p>

(2)外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてもよい。</p>	<p>簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。</p>

(4)内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。</p>	<p>仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。</p>